

【重要】国から支給されることになった「学生支援緊急給付金」の
2次募集が行われることになりました。

国から支給されることになった「学生支援緊急給付金」は、1次募集として6月中に受付を行いました。

今回、2次募集が実施されることになり、申請要件として日々の生活に困窮している学生を優先的に推薦することになり、要件の一部が緩和されました。

つきましては、該当する学生は7月24日(金)までに大学事務局に必要書類を提出してください。

※1次募集で既に給付金が振込まれた学生は対象外です。

※1次募集で申請をして給付金の対象外となった学生も再度申請してください。

★対象者該当項目（緩和要件は青字）

①家庭から多額の仕送りを受けていない。

・毎月の生活費に対して仕送り額6万円以下が該当します。

※保護者が奨学金を管理し、アパート代等を支払っている場合は仕送り額には入りません。

②原則として自宅外で生活している。（アパート等の契約書の写しが必要です）

③生活費に占めるアルバイト収入の割合が高い

・1年生はアルバイトをして収入を得ようとしたが、アルバイトが見つからなかった学生は該当します。

・2年生以上でも、生活が苦しくなったのでアルバイトをして収入を得ようとしたが、アルバイトが見つからなかった学生は該当します。

④家庭の収入減少等により、家庭から追加して支援を受けることが期待できない。

⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入が30%以上減少した。（証明書が必要です）

・今年1月～6月までにアルバイトをしていたが、アルバイト収入が30%以上減少した月があれば該当します。

・今年1月～6月までにアルバイトがなくなった学生は該当します。

・1年生はアルバイトをして収入を得ようとしたが、アルバイトが見つからなかった学生は該当します。

・2年生以上でも、生活が苦しくなったのでアルバイトをして収入を得ようとしたが、アルバイトが見つからなかった学生は該当します。

⑥いずれかの奨学金の受給者 （証書の写しが必要です）

・日本学生支援機構の給付型奨学金

・日本学生支援機構の第一種奨学金の受給者 （最高限度額を借りていなくても該当）

・日本学生支援機構の第二種奨学金受給者 （最高限度額を借りていなくても該当）

・市町村、民間の各種奨学金受給者

⑦いずれかに該当する場合は申請書に記載してください。

※国からの通達で「ひとり親世帯」「多子世帯（社会人以外の兄弟等が3人以上）」など世帯を優先して給付することになっています

・ひとり親世帯

・多子世帯（自分も含めて社会人以外の兄弟姉妹が3人以上）

★申請方法

- ・ **7月24日（金・必着）までに大学事務局窓口に書類を提出してください。**
※原則、7月17日（金）・24日（金）の講義資料配布日の際に申請書を大学事務局に提出してください。ただし、事情により講義資料配布日に提出できない学生は、平日（9：00～17：30）に大学事務局に提出してください
※7月18日（土）・19日（日）は休日で提出できません。
※7月23日（木）・24日（金）は通常授業ですので、申請書提出は可能です。

★提出書類（書類は大学HPでダウンロードするか、大学事務局に用意してあります）

- ①様式1、②様式2、③様式3
- ④必要書類：アパート等の契約書の写し、アルバイト収入の減少が証明できる明細書、通帳の写し、奨学金の証書の写しを添付してください。
※証明できるものが用意できない場合は、様式1「3. 申し送り事項」に内容を記載すると証明書は添付する必要がありません。
※申請書等の記載方法が不明な場合は、大学事務局で相談を受けますので、申請書を持参して事務局に来てください。

★重要事項

- ①給付型奨学金第1区分以外の学生で、**今年度から保護者等が住民税非課税世帯となった場合は、教えてください。**給付金額が20万円になります。
- ②国からの通達で「ひとり親世帯」「多子世帯（社会人以外の兄弟等が3人以上）」など世帯を優先して給付することになっていきますので、該当する方は様式3「確認チェック表」の⑦に〇印を記載してください。

★給付金額

- ①住民税非課税世帯の学生等は20万円
- ②それ以外の世帯の学生等は10万円。

★給付金の決定方法

提出のあった書類を確認し、対象該当項目①～⑥の全てを満たしている学生を大学が推薦すると定められています。なお、国から各大学等に対し2次推薦枠（給付金支給対象人数）が配分されることになっています。このため配分された推薦枠数を超える申請があった場合等には、採用されない可能性があることをご承知おきください。

★給付金の申請書

- ・大学ホームページに掲載しているので、ダウンロードして印刷してください。
- ・印刷できる環境にない学生は、大学事務局に用意しておくので取りにきてください。

★給付金の詳細

- ・詳細については、文部科学省ホームページ「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』「学生の皆様向けページ」をご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

★問合せ

- ・名寄市立大学事務局学生係（gakuseikakari@nayoro.ac.jp）まで問合せください。